

障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会の合同開催について

1 趣旨

専門分科会の合同開催については、越谷市社会福祉審議会条例及び条例施行規則に定めがないため、その開催方法等について越谷市社会福祉審議会全体会に諮って定めます。

2 合同開催の理由

障がい福祉計画、障がい児福祉計画を一体のものとして策定する必要があることから、アンケート調査票や計画の内容について、2つの専門分科会が合同で審議するため。

3 開催回数

令和元年度(2019年度)中に1回、令和2年度(2020年度)中に3回合同開催することを想定する。

4 参加委員

障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会に属する委員全員が参加する。

5 議長及び副議長

障害者福祉専門分科会会長を議長に、児童福祉専門分科会会長を副議長に充てる。

6 会議の定足数

障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会それぞれの過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。